

事務連絡
令和8年4月1日

都道府県・政令指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 緑地環境室

公共植栽工事に係る植樹保険制度の運用改定のお知らせと
積極的な活用について

従来から、公共植栽工事における工事完了後の植栽樹木等の枯損については、植栽割増積算と植樹保険制度（以下「植樹保険」という。）により植替え措置の円滑化を図ってきたところです。

植樹保険は、渇水等の異常気象により新規植栽樹木等の枯損が大量に発生した場合、植替え工事を円滑に行うため、不測の事態に備えて枯損樹木等の損害額の一定率以上を保険で対応することで、受注者の負担を軽減させることを目的に、昭和56年度に創設されました。

平成18年以降これまでに4回にわたり運用の一部が改定されるなど、より適切な運営が図られるよう努められてきたところですが、昨今の加入件数の減少等により、現状の運用のままでは今後安定した運営が難しいと判断されることから、令和8年4月1日より、「補償対象の一部について自己負担額を設定する」とともに、「全ての補償対象について、1事故あたりの支払限度額を設定する」という運用の改定が行われることになりましたので、お知らせいたします。

近年、気候変動に伴う夏季の記録的な猛暑の常態化、激甚化が深刻になっており、適切な植栽工事や維持管理が行われた場合においても、大量の枯損被害等が発生する恐れがあります。公共植栽工事の発注者である地方公共団体の皆様におかれましては、地方公共団体が植樹保険における被保険者となることから、今回の制度運用の変更についてご理解頂くとともに、地域の守り手ともなる受注者の負担を軽減させる観点からも、以下の点にご留意頂き、植樹保険の積極的な活用をお願いいたします。

都市公園担当部局長におかれては、技術管理部局等と連携し、公園部局以外に公共植栽工事を発注する部局への周知をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）への周知方よろしくをお願いいたします。

(留意事項)

- 公共植栽工事において植栽割増措置を行った場合の、設計図書における保険加入の明記及び受注者への周知を徹底すること
- 植樹保険の適切な運用のため、公共植栽工事の発注等に当たっては、以下の点にご留意すること
 - ・ 植栽適期に植栽の施工ができるよう、適切な工期の確保に努めること
 - ・ 地域の気象条件、地理的条件等に適した植栽樹木の選定や適切な植栽基盤の確保に努めること
 - ・ 植栽地の環境と著しく異なる環境下で生産された樹木を用いないよう努めること
 - ・ 植栽後の樹木について、養生等の適切な措置を講じることで、樹木の枯損防止に努めること

工事完了引き渡し後に適正な維持管理がなされなかった場合や人為的な事由による場合の枯損は、補償の対象とはなりませんので、受注者に対して枯損防止に努めるようご指導頂くとともに、発注者である地方公共団体におかれては、引き渡し後の適切な維持管理に努めて頂くようお願いいたします。

(参考)

【植樹保険制度の概要】

(保険の対象工事)

公共団体等が発注する公共植栽工事

(保険の対象外工事)

- ・ 移植工事、根回し工事、種子吹きつけ工事等種子の使用による緑化工事
- ・ 防風林、防雪林、防潮林、防砂林等防災の目的を主とする工事
- ・ 植栽工事に係る直接工事費が50万円未満の工事

(保険契約者) (公財) 都市緑化機構

(保険加入者) 公共植栽工事の受注者

(被保険者) 公共植栽工事の発注者

(保険期間) 引渡し日より1年間

(補償対象外となる主な場合)

- ・ 「大量枯損」(損害額 \geq 受注した植栽工事金額の60%)とならなかった損害
- ・ 暴風雨、ひょう、雪、なだれ、洪水、土砂崩れ等によって生じた「折れ」「倒れ」「流失」の損害
- ・ 折れ、倒木、流失によって生じた枯死または形姿不良
- ・ 寒害、凍害、霜害によって生じた枯死または形姿不良
- ・ 塩害によって生じた枯死または形姿不良
- ・ 施工の欠陥
- ・ 植栽された樹木等の不良
- ・ 灌水、除草、施肥、病虫害の防除等の適切な維持管理がなされなかった場合
- ・ 風雨等で表土が流出した、または樹木の傾きや倒れが発生した際、正常に活着するようにただちに適切な補修がなされなかった場合
- ・ 融雪剤の影響によるもの
- ・ 踏圧、いたずら等の人為的な事由によるもの
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によるもの など

(自己負担額)

- ・ 洪水・融雪洪水・高潮による水害、干害、病虫害、鳥獣害の場合、自己負担額は「受注した植栽工事金額 \times 15%」
- ・ 火災、落雷、破裂・爆発の場合、自己負担額は「100千円」(今回追加)

(支払限度額)

- ・ 全ての補償対象について1事故あたりの支払限度額は10,000千円(今回追加)

【本制度に関する詳細及びお問い合わせ先】
右のリンクからご確認ください。

